

常陸太田市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険加入の要件化について

建設工事の入札参加資格申請に際しては、社会保険等（雇用保険、健康保険、年金保険）に経営事項審査の審査基準日時点で加入していることを要件とします。（法令等により適用除外となる場合を除きます。）

2 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

3 名簿の有効期間

平成33年3月31日まで（有効期間の始期については、「平成31・32年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

4 名簿の公表

入札参加資格者名簿につきましては、閲覧（常陸太田市役所本庁舎3階 契約管財課）及びインターネットで公表致しますので、ご確認下さい。

5 等級格付について

格付けを行うのは、土木・建築・水道施設[※]の3業種で市内に本店を有する業者に限ります。

※ 水道施設工事については、上下水道部において格付けを行います。

6 名簿を共有する部局

この資格審査の対象部局は次のとおりです。

- ① 常陸太田市市長部局（本庁及び出先機関。以下同じ）
- ② 常陸太田市教育委員会
- ③ 常陸太田市上下水道部
- ④ 常陸太田市消防本部

7 問い合わせ先

〒313-8611

茨城県常陸太田市金井町3690番地

常陸太田市総務部契約管財課

TEL 0294-72-3111（内線323, 324）

FAX 0294-72-3002

E-mail keikan1@city.hitachiota.lg.jp